

2018年9月定例県議会 一般質問

2018年9月25日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。一般質問をします。

東日本大震災・原発事故から7年半が経ちました。内堀県政の4年問が問われる10月の県知事選挙が目前です。福島県の復興で求められているのは、地震・津波と原発災害から「人間の復興」をどう県民参加型で進めるかです。

同時に、安倍政権に対し、原発事故被災県としてどう対峙してきたのか、今後どう対峙していくのか知事に問われています。森友・加計問題やカジノ法の強行、さらに憲法9条の明文改憲を公然と掲げる安倍首相に、自党内からも批判が強いことが総裁選で明らかになりました。この安倍政権の暴走政治にはっきりものがいえない県では、県民の立場に立った県政は望めません。

私は、大震災・原発事故直後に本県が掲げた3つの復興ビジョン～原子力に依存しない社会づくり「再生可能エネルギー先駆けの地」、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」をすすめる立場から以下質問します。

一、帰還困難区域からの避難者に対する応急仮設住宅の無償提供打切りについて

原発事故から7年半経過しても約4万4千人余の避難者がおり、原発被災地をかかえる浜通り地方の医療やインフラ整備、産業の復興は始まったばかりです

ところが、知事は安倍政権と一体に、財界が儲かるロボット産業などの先端産業を支援するイノベーション・コースト構想を復興の中心にすえる一方で、避難者への支援を次々と打切ってきました。7月の自民・公明の復興加速化第7次提言を受け、知事は8月27日の定例会見で初めて帰還困難区域の応急仮設住宅の無償提供を打切る方針を示しました。大熊町・双葉町を除く富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村の4町村（686世帯）を2020年3月末で打ち切るとしながら、避難者への意向調査はこれからです。避難者置き去りではありませんか。

一方、国は帰還困難区域の解除の時期をまだ明言していません。ただし、特定復興再生拠点区域内での解除をめざし除染を開始しており、富岡町、大熊町、双葉町の3町は、2020年3月末のJR常磐線開通に合わせ駅周辺の先行解除を目指すとしています。しかし、空間線量は高い地域です。

富岡町、大熊町及び双葉町の特定復興再生拠点区域内における現在の空間線量率について尋ねます。

あわせて、当該3町の特定復興再生拠点区域の一部で先行的に実施を目指している避難指示解除の要件について尋ねます。

復興期間10年の最終年とオリンピック開催の2020年に合わせ、知事が当時者の声も聴かないまま国の解除に先んじてまず住宅無償提供を打切るとの方針ですが、順序が逆さまです。

大熊町・双葉町以外の帰還困難区域からの避難者に対する応急仮設住宅の無償提供を国の避難指示解除より先に打ち切る方針を撤回すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

東京電力から家賃賠償を受けていた避難者などに対し、応急仮設住宅の無償提供の延長に合わせ、来年度以降も避難市町村家賃等支援事業を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、浜通り地方等の医療・介護について

今年4月、65歳以上の介護保険料の基準月額の改定により、県内ほとんどの市町村で引き上げとなり、特に避難自治体の葛尾村は月額9,800円と全国一高く、6つの避難市町村が全国10位以内に入っています。

避難指示区域等の介護保険料について、減免の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

介護職員不足も深刻です。今年5月の厚労省の発表によれば、本県の2025年度の介護職員の充足率は74.1%と全国最下位でした。これまでの介護職員処遇加算策だけではなく、浜通り地方の介護職員を確保するため、大幅な賃金引き上げへの財政支援を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

医療体制も遅れています。県病院協会が指摘しているように、公立病院だけで地域医療を支えることは不可能です。避難地域の民間の医療機関に対する運営費の補助が必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

三、最低賃金の引き上げについて

福島県は、震災以降県外への流出で人口減少が続いていますが、若者の流出は事故前

からの特徴です。深刻な医療・介護の人材不足をみても、首都圏との賃金格差がネックになっています。最低賃金を直ちに全国一律時給 1,000 円とし、さらに 1,500 円に引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、復興事業を支える職員の確保について

昨年 2 月、いわき市職員が過労自殺していたと報道され、また県職員も大震災・原発事故以降、精神疾患を含めた長期病休者が増加しています。今年のような異常気象により日本列島各地で災害が頻発しており、他県からの応援も難しくなります。任期付職員の採用や再任用職員の活用だけでなく、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、福島第一原発の廃炉作業について

東京電力福島第一原発では、使用済核燃料の取り出作業が行われ、3号機のクレーンが労働安全衛生法違反のトラブルが発生し、廃炉作業が遅れる見通しです。

県は、福島第一原発3号機の使用済燃料取出設備のトラブルにどのように対応してきたのか尋ねます。

その一方で、東京電力は今年 14 日、私たちが以前から求めていた第一原発の防潮堤の新設・延長計画を明らかにしました。昨年 12 月、文科省の地震調査研究推進本部・地震調査委員会から、千島海溝沿いでマグニチュード9クラスの巨大地震が切迫しているとの長期評価が出され、また今年 6 日の震度7の北海道地震を受けたものと思います。しかし、東日本大震災では 15mの津波襲来があったにも関わらず、東京電力は相変わらず約 10mの高さで試算しています。

福島第一原発における台風及び地震・津波対策について、十分な高さの防潮堤の設置や排気筒の早期解体などを東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、水道事業の民営化について

安倍政権は、先の通常国会に水道運営への営利企業の参入を促す「水道法改正案」を提出し衆議院を通過させ、継続審議となっています。これは、清浄・豊富・低廉な水をすべての国民に供給するという水道法の理念に反するものであり、諸外国では、民営化で料金高騰やサービス低下が問題になり、再公営化が世界の流れです。人間の命にかかわる分野に営利を持ち込むことは許されません。県内の水道事業者からも危惧する声が

あがっています。

水道法の一部を改正する法律案の取下げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

七、障がい者支援について

障害者雇用の水増し問題では、障がい者団体からも怒りの声があがっています。

昨年12月、知事は障がいの有無にかかわらず、共生する社会の実現を目指すための基本的な条例と、手話の普及のための施策を計画的に推進することを盛り込んだ条例2つを制定すると表明しました。年内を目途に制定することですが、新たに制定する障がい者に関する条例について、制定後、県民に周知するとともに、条例の理念を踏まえた施策を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

この間、何度も求めてきましたが、県教育委員会は、安達地区の県立特別支援学校の整備にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

障がい者の自立と社会参加をめざし日常生活訓練などの支援を行ってきた障がい者共同作業所に、自公安倍政権は成果主義を持ち込み、今年4月の報酬改定で、事業所の7割が数百万円もの減収になることが、全国きょうされんの緊急調査で判明しました。

去る6月県議会の宮本県議の質問に対し、県は就労継続支援サービス事業所B型の初の実態調査をすると答弁しましたが、アンケートによる調査にとどめず、直接出向いて現場で聴き取りをすることが重要です。

就労継続支援B型事業所の報酬改定の影響について、事業所から直接聴き取りを行うとともに、激変緩和措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、障がい者の就労支援の事業所は、特に震災以降仕事の受注が減り、仕事確保に東奔西走しています。県の障がい者就労施設からの物品等の調達目標をみると、昨年度で約3,000万円程度です。年内にも制定する県の障がい者に関する新条例をふまえ対応が求められます。

障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの県の物品等の調達について、目標額を上げるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

八、難病患者の支援について

今年の各地の被災地では福祉避難所の受け入れ体制や、難病患者や障がい者への対応が課題となりました。特に、医療的ケアを必要とする難病患者の日常的把握と、人工呼吸器を装置しているALSや筋ジストロフィー患者、人工透析患者のバッテリー、充電器、発電機等の電気や水の確保が必要です。

県は、災害時における難病患者の支援にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

難病患者の指定が331疾患に拡大された一方で、今年1月の難病医療費助成制度の変更で、2015年1月の難病施行前から受けていた患者の一部が「軽症者」と線引きされ、全国では8万4,000人、本県では昨年度比で約3,000人の一部が対象外となります。

県は、難病医療費助成制度の経過措置終了により助成が受けられなくなった方をどのように支援しているのか尋ねます。

また、神経内科などの専門医不足も大きな課題です。県は、難病に対応できる医師の確保にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

九、子育て支援及び子どもの貧困対策等について

軍事費が過去最高の5兆円を超えた一方で、社会保障費の自然増分が大幅に削減され、貧困と格差は広がるばかりです。OECD（経済協力開発機構）は、今年11日、2015年の加盟国のGDP（国内総生産）に占める教育機関へ公的支出割合が、日本は2.9%と34カ国中2年連続の最下位でした。県が、国の悪政の防波堤となって子育て世帯の負担を軽減すべきです。

まず、生活保護行政についてです。安倍政権は、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の義務さえ果たそうとせず、生活保護基準の引き下げを繰り返し、この10月からさらに引き下げます。

その一方で、国民の反発を受けて、厚労省は学習支援費と生活保護費の入学準備金の一部を拡充する方針を今月半ばに各自治体へ通知しました。一律支給だったクラブ活動にかかる経費の一部見直しと、成長によって体にあわなくなった学生服、通学カバン、ランドセルの3つに限り「入学準備金」での買い替えを認めるとしました。

生活保護法の改正に伴い拡充された学習支援費と入学準備金の申請漏れがないよう周知徹底を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

貧困の連鎖を断ち切り、子どもの学ぶ権利を保障するために、高校生、大学生及び専門学生を対象とした給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが、県教育委員会の考え

を尋ねます。

今年度から国民健康保険の財政運営が都道府県に移り、6月の市町村議会で各市町村の国保税率が決まりましたが、高すぎる国保税の引き下げは切実です。国が、全国で3,400億円の財政支援を拡充したことにより、本県では国保税の引き下げにつながりました。

来年度以降も国保事業に対する3,400億円の財政支援の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

一方、国民健康保険の均等割は、加入者一人ひとり均等にかかるため、家族に子どもが増えると保険料が重くなるため、少子化対策に逆行します。県内では南相馬市が今年度子どもの均等割りを免除しました。全国知事会も、国保の都道府県化を受け入れる直前（2015年1月）に、国に緊急要請しています。

子どもに係る国保税の均等割の撤廃を国に求めるとともに、均等割の減免措置を行う市町村に対する県独自の支援制度を創設すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

学校給食の無償化についてです。今年度、すでに県内市町村の半数の29市町村が全額無料または半額補助、一部補助を実施しています。憲法26条で義務教育は無償とされています。

子育て支援のため、市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

風疹の流行が懸念され、福島市でも感染が報告されました。30代～50代の特に男性にワクチン抗体が少ないと指摘され、妊娠している女性が風疹にかかると、出生児に先天性心疾患、難聴、白内障などの障がいを引き起こすことから、厚労省も注意を喚起しています。2回のワクチン接種が必要ですが、ワクチン費用が1万円前後と高額のため、接種をためらう傾向にあります。

風しんワクチンの接種費用について、国に補助を求めるとともに、県独自に補助を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

各県に少なくとも1ヶ所の設置が求められ、全国では50ヶ所に設置されている児童心理治療施設の設置要望が、2014年2月の県議会で請願が採択されたまま具体化され

ずにあります。児童養護施設から求められている児童心理治療施設の早期設置について、県の考えを尋ねます。

十、教育行政の充実について

地震や猛暑を受けて学校のブロック塀撤去やエアコン設置、さらに老朽化に伴う各県立学校からの改修要望に応えるためには、予算が圧倒的に不足しています。

県立学校における施設等の整備や維持管理について、予算を拡充すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教員の多忙化が指摘されていますが、全県的に産休や病休の代替のための補充教員も確保できないでいます。

教員の多忙化を解消するため、講師ではなく正規教員を増やすよう国に求めるとともに、県独自に増員すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

小学6年生と中学3年生全員が対象の「全国学力テスト」は、4割の学校で過去の問題や学力テストを想定した宿題など、事前の特別指導で子どもと教職員がいつそう競争に駆り立てられていることが現場から報告されています。ところが、県教委は来年4月から、県独自の学力テストを小学4、5、6年生、中学1、2年生を対象に実施する方針です。本来の学力を測ることができない全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

小学生や中学生の通学カバンについて、小学生で約6キロ、中学生で約15キロもの重いカバンを背負うことで、子どもの健康や発達にゆがみが生じています。公立小中学校における児童生徒の通学時の携行品を減らすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

以上で私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事

神山議員のご質問にお答えいたします。

大熊町、双葉町以外の帰還困難区域における応急仮設住宅の供与期間についてであり

ます。帰還困難区域から避難されている方々は、古里を離れ、長期にわたり避難生活を続けられているという厳しい状況にあり、また、応急仮設住宅に入居されている方々は、一時的な住まいであるために不自由で不安定な生活を余儀なくされている現状にあります。

こうした中、復興公営住宅の整備がほぼ完了している状況などを踏まえ、関係町村等と協議を重ね、避難指示が継続している中であっても、安定した住まいの確保など、今後の生活再建の見通しを早い段階から立てていただくことが重要であると考え、富岡町、浪江町、葛尾村及び飯舘村について終了時期を示すとの判断に至ったものであります。

今後は、復興公営住宅等への入居促進や相談体制の充実など生活再建調整会議で決定した方針を基本に、国や避難元自治体等と更なる連携を図りながら、避難者一人一人が1日も早く生活再建できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

一、帰還困難区域からの避難者に対する応急仮設住宅の無償提供打切りについて 危機管理部長

富岡町などの特定復興再生拠点区域における空間線量率につきましては、先月1か月間におけるモニタリングポスト等による測定値の範囲は、1時間当たり富岡町の12地点では0.19から2.31マイクロシーベルト、大熊町の15地点では0.18から3.18マイクロシーベルト、双葉町の26地点では0.16から5.99マイクロシーベルトとなっております。

避難地域復興局長

避難指示解除の要件につきましては、これまで、国により、年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であることや、県、市町村、住民との十分な協議などとされており、特定復興再生拠点区域の一部で、先行的に実施を目指している解除の要件についても、今後、国において、決定されるものと考えております。

次に、避難市町村家賃等支援事業につきましては、来年度の方針は未定であり、まずは、現在実施している事業が、避難者の1日も早い生活再建に結びつくよう国や関係市町村等と連携し、しっかりと対応していく考えであります。

二、浜通り地方等の医療・介護について

保健福祉部長

避難指示区域等における介護保険料につきましては、今年6月に、全額免除に対する現行の財政支援制度を堅持するよう国に求めたところであり、今後も強く要望してまい

ります。

次に、浜通り地方の介護職員を確保するための大幅な賃金引上げにつきましては、これまでも特例措置として全額国庫による賃金手当制度を設けるよう国に求めており、引き続き、強く働き掛けてまいります。

次に、避難地域の民間の医療機関に対する運営費の補助につきましては、採算見通しの不透明さや医療人材の不足等、診療の再開、継続に特段の困難が伴うことから、平成24年度に補助制度を創設したところであり、昨年度の補助実績は5件となっております。引き続き、被災地医療を支える民間の医療機関をしっかりと支援してまいります。

三、最低賃金の引上げについて

商工労働部長

最低賃金につきましては、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定することとされており、これを尊重すべきものと考えております。

四、復興事業を支える職員の確保について

総務部長

職員の増員につきましては、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県や国の独立行政法人等からの職員の受入れ、さらには、再任用職員の活用など、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてきたところであり、今後とも、復興の進捗状況や中長期的な行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

五、福島第一原発の廃炉作業について

危機管理部長

福島第一原発3号機の使用済燃料取出設備のトラブルにつきましては、今年度3回実施している廃炉安全監視協議会において、その都度、原因調査結果や再発防止対策の報告を求め、現地調査も含めて確認しているところです。東京電力に対しては、徹底した対策を講じ、燃料取り出し時の安全確保に万全を期すよう求めたところであり、引き続き、東京電力の取り組みをしっかりと監視してまいります。

次に、福島第一原発の地震・津波等への対策につきましては、設置が検討されている防潮堤は、切迫性の高いとされる千島海溝地震による津波に対しての浸水被害を防ぐものであり、さらに高い津波への対策として、建屋開口部の閉塞や建屋内汚染水の抜き取

り等、重層的なリスク低減対策が進められております。また、排気筒の解体については、現在、モックアップでの実証試験が進んでおり、本年12月には現場工事に着手する予定です。県と致しましては、引き続きこうした対策が着実に実施されるようしっかりと確認してまいります。

六、水道事業の民営化について

保健福祉部長

水道法の一部を改正する法律案につきましては、現在、国会において継続審議中であることから、今後の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

七、障がい者支援について

保健福祉部長

新たに制定する障がい者に関する条例につきましては、障がいのある人もない人も互いを理解し、尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを理念としており、制定後は、広く県民に周知し意識の醸成を図るとともに、理念の具現化に向けた施策の推進にしっかりと取り組んでまいります。

次に、就労継続支援B型事業所の報酬改定の影響につきましては、去る9月11日を回答期限として県内事業所に対するアンケート調査を実施したところであります。現在、各事業所の実態把握と収益の増減要因の分析を行っているところであり、今後、その結果を踏まえて必要な対応を検討してまいります。

次に、障がい者就労施設等からの県の物品等調達につきましては、平成25年度から毎年度、前年度実績額以上の物品や役務の目標額を定めて全庁的な調達の推進に努め、着実に目標を達成してまいりました。引き続き、優先調達に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

教育長

安達地区の県立特別支援学校につきましては、地元自治体や保護者、学校関係者等との懇談会を5月と7月に開催し、学校の在り方等についてご意見を頂いたところであります。今後は、地域の実状に応じた学校となるよう地元自治体と連携しながら着実な整備に取り組んでまいります。

八、難病患者の支援について

保健福祉部長

災害時における難病患者への支援につきましては、福島県災害時健康支援活動マニュアルに基づき、緊急時に支援が必要な在宅の難病患者を対象に、要支援者名簿及び個別支援計画を作成しております。災害発生時には、これに基づき、県や市町村の保健師などの専門職が直ちに対象患者の安否を確認し、必要な支援を行うこととしております。

次に、難病医療費助成制度につきましては、経過措置終了に伴い、本県では約1,500人が受給資格を更新できませんでした。これらの方々に対しては、1か月の医療費総額が一定額を超える月が年3回以上ある場合、特例で受給資格が得られる制度を周知するとともに、難病相談支援センターや保健福祉事務所で様々な相談に応じているところであります。

次に、難病に対応できる医師の確保につきましては、医師の絶対数の確保が前提となることから、県といたしましては、県立医科大学医学部の入学定員増や修学資金の拡充等を行っております。今後とも、県立医科大学と連携しながら、医師の確保と定着に取り組んでまいります。

九、子育て支援及び子どもの貧困対策等について

保健福祉部長

生活保護法の改正に伴い拡充された学習支援費と入学準備金につきましては、今月、実施機関の担当者会議を開催し、改正内容と今後の対応について情報共有を図ったところであり、今後、ケースワーカーによる家庭訪問等を通じ、該当となる被保護者世帯に対して、申請手続きに関する丁寧な説明を行うなど周知徹底することとしております。

次に、国保事業に対する国の財政支援につきましては、今年6月に県及び市町村の国保財政運営の安定化のため国が確約した約3,400億円の財政支援を平成31年度以降も着実に実施するよう、国に要望したところであり、今後も全国知事会と連携しながら強く要望してまいります。

次に、子どもに係る国保税の均等割につきましては、今年7月に医療保険制度間の公平を図るべく軽減措置の導入について全国知事会を通して要望しており、今後とも全国知事会と連携して対応してまいります。

次に、風しんワクチンの接種費用につきましては、妊娠を希望する女性及びその配偶者を対象に市町村が予防接種を行う場合、それに対する経費の2分の1を県独自に平成25年度から補助しているところであります。併せて、国に対しても、補助対象外となっている方々の接種への助成を行うよう要望しております。

こども未来局長

児童心理治療施設につきましては、虐待の影響や発達障がいなど、心理的・精神的問題を抱える子どもを支援する施設であることから、児童精神科医との連携や心理治療を担当する職員等、専門性の高いスタッフの確保が課題となります。引き続き、昨年、国が示した「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえながら、児童心理治療施設の在り方について検討してまいります。

教育長

大学生等を対象とした給付型奨学金制度につきましては、安定的な財源で継続的に実施することが必要であることから、国に対して制度の拡充を求めているところであります。また、高校生については、低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金制度があることから、更なる周知に努めてまいります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

十、教育行政の充実について

教育長

県立学校における施設等の整備や維持管理につきましては、これまで、優先度や必要性に応じた修繕等を計画的に行い、適切な維持管理に努めてきたところであります。今後とも、学校現場の要望を踏まえ、児童生徒の安全・安心の確保を第一に、各種の財源を有効に活用しながら、県立学校における施設等の整備や維持管理に必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、正規教員につきましては、いわゆる標準法により、その定数が決定されるものであります。今後とも、教職員定数の改善について、国に要望するとともに、児童生徒数の推移や退職予定者数の動向等を見極めながら、正規教員を増員できるよう努めてまいります。

次に、全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査につきましては、児童生徒一人一人の学力や学習状況の実態を把握・分析し、課題に応じた指導改善を行っていく上で必

要であると考えております。

次に、公立小中学校における児童生徒の携行品につきましては、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学時の負担などを踏まえ、各学校において何を持ち帰らせるかを検討し、教科書や学用品等が過重になることで身体の健やかな発達に影響が生じないよう、適切な配慮を講じて行くべきであると考えております。

<再質問>

神奈川県議

再質問させていただきます。

まず知事にお伺いいたします。大熊町、双葉町を除く帰還困難区域の住宅無償提供の打ち切りについて、ご答弁ありましたけれど、災害救助法に基づく応急仮設住宅の決定は、県がやるんですよね。だから知事がこれを判断したということですけど、しかし帰還困難区域、ここに（避難指示解除を）言及したということは、もう帰還困難区域だけが残っていたわけですから、これは大変なことなんです。

私は先ほど危機管理部長に、この先行解除する予定のところの線量を聞きまして本当に驚きました。例えば、双葉町の最大が 5.58 マイクロシーベルト、これを年率に換算すると 29.3 とされています。つまり解除要件の年間 20 ミリシーベルトを今超えているわけですね。30 ミリシーベルト近くあるわけです。そういうところに住宅無償提供だけを先に決める。これが帰還者、避難者の思いに合うものだというふうに知事が言ったように私は聞こえるんですけども、本当にそうでしょうか。

既に、昨年春に解除された浪江町の帰還状況をみても、わずか 5.5%です。富岡町は 7.8%です。飯館村でもちょっと多いですが 15.9%です。2年前に解除された地域の楢葉町は 48%くらいですけども、あとは 2割と 3割台ですよ。これまで解除してきたところの帰還率を見ただけでも、いかに解除してもそれが進まないのか明らかではありませんか。知事が 8月 27日の定例会見で帰還困難区域についての住宅無償提供打ち切りを 2020年 3月末と双葉・大熊町を除いたところを決めたということは、さらにもっとそれが進まない状況が生まれると考えなかったんでしょうか。

単なる仮設住宅から、復興公営住宅とか住宅を提供すればいいというものではないはずなんですよね。その避難者の「生活」があるわけですから。箱物を用意しただけでは、帰還が進まないことはこの間示しているじゃないですか。知事の最終判断みたいに今回の方針で会見で示したということは、「避難者切り捨て」と言わなければならないと思います。

そして、これから意向調査をやるというのは全く逆立ちしてます。全部いろいろ聞いて、その上でこの方針を出すと言うならまだしもですね、今からその方針を出すということは打ち切りそのものを知事がやっているとしたら私は思えません。

県の代表として、そういう事やっていいのかというところで、知事の判断した理由をもう一度お聞かせください。避難者の声を本当に聞いてやるべきだと思いますので、もう一度お答えください。

もう一つはですね、危機管理部長にお尋ねします。福島第一原発の防潮堤の件です。

昨年の12月にも文科省の地震調査研究調査本部で出されていたわけです。でも今回の北海道地震がなければ、もしかすると東京電力はやらないままだったかもしれない。それは地震津波・原発事故が起きる前からいろいろ指摘されていたのに（今回）やらなかったら、私は同じようになるのではなかったのかと思うと、ぞっとします。しかも10mというのは、間尺に合いません。

県は、廃炉安全監視協議会というのがあるのに、なんでこの10mでいいかどうかを検証しないんでしょうか。複合的にやれば対策取れるというものではありません。私は15m以上にすべきだと思うし、経済優先、経営優先という、そういう姿がこの10mで試算しているところに東京電力の姿勢がうかがわれますけれど、県はどういうふうにそれを検証していくのか伺いたいと思います。

もう一つ、保健福祉部長にお尋ねします。

風疹の予防注射の件ですけれども、これ大変ですよ。福島市でも発生しましたから。これを大きく広がらないようにするためには市町村まかせじゃなくて、県も無料にするくらいやらないと、このワクチン接種は進まないと思いますが、もう一度お答えください。

<再答弁>

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

応急仮設住宅の供与は、災害救助法に基づく応急救助の考えのもと、一時的な居住の安定を図るために提供しているものであります。避難が長期化する中で、早期に安定した住まいを確保し、生活再建を図っていただくことが重要と考え、関係町村と協議を重ね今回の判断に至ったものであります。

今後は、国や避難元自治体等と連携を図りながら、避難者の一人一人が生活再建できるよう丁寧に取り組んで参ります。

危機管理部長

再質問にお答えいたします。

福島第一原発の津波対策についてでございますが、東京電力は 26m級の津波を想定いたしまして、燃料の冷却機能や注水機能の維持など、必要な対策としてこれまでに仮設防潮堤の設置あるいは海側配管トレンチの閉塞、また電源車あるいは消防ポンプ車の追加配置等を行ってきたほか、先ほど答弁いたしましたように、建屋開口部の閉塞や、建屋内汚染水の抜き取り等の重層的な対策工事を実施しているところであります。県といたしましては、引き続きこれらの対策が着実に実施されるようしっかりと確認してまいります。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

風疹ワクチンの接種費用につきましては、市町村がその費用の、その経費に対する補助を行っている場合、その接種費用の市町村負担分の 1/2 を県独自に平成 25 年度から補助しているところであります。市町村の補助の対象にならない方々につきましては、国に対して補助対象とするよう、助成を要請しているところであります。

<再々質問>

神山県議

知事にもう一度お尋ねいたします。

早期に安定した住まいの確保のために判断したということですがけれども、私は避難者の生活状態、避難状況、住まいの確保だけ進めればよいという点でお答えありましたけど、避難者に対する想像力が知事にはないのかと思います。

もっと被災者に寄り添うなら、最初に意向調査を行うべきではありませんか。それは知事が指示すれば済むことだと思います。ですから、今回のこの打ち切りはいろんな面から見ても早すぎると思いますので、方針の撤回をするべきだと私は思うんですけれども、もう一度お答えください。

それから教育長にお尋ねします。

全国学力テスト、県独自の学力テストですね、来年4月から。私本当に驚きますけれども、全国（学力テスト）は、小学6年生と中学3年生でやるんですね。福島県はその間を縫って、同じ4月に4年生から中学2年生までやると。同じ4月に6年生は2回やることになるんですよ。これどうなんですか。今だって教員の多忙化が言われていて、きょうの発表などでは、教員多忙化解消はされたとか言いますよ。だけど、この教員の負担、子どもの負担も、競争を煽って、学力重視だと言いながらやっぱり競争させていくことになるんじゃないですか。

子どもたちも大変だし、先生も大変だし、来年から英語も始まる、そして道德の教科が増えたり、学習面での負担は大変だと思いますよね。それを（学力テストで）測ると言いますが、それは単なる測定じゃなくて、結局競争させていく。

ある県では、これを教員評価にもつなげると言っているんです。だからそういう面で、私はあおってはいけないと思うんです。真の学力は何かって考えたら、この学力調査テスト、これはむしろ見直すべきだと私は思うんです。本当に教育的に効果を挙げるとすれば、そこが足りないと思いますけど。そして中止を求めますが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

保健福祉部長に、先ほど風疹ワクチンのお話でしたけれど、足りないところは国に求める、でも県がやると言わないんですね。なんで子育て支援という観点がないんでしょうか。福島県は全国に誇れる健康づくりも言っているし、日本一子育てしやすい県ということを目指しているんじゃないですか。この風疹ワクチンだけでも、せめて県が助成してやっても私はいいと思うんですけれども。県独自の施策が見えませんが、もう一度お答えいただきたいと思います。

<再々答弁>

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

避難者への意向調査につきましては、今後の生活再建の見通しを立てていただくためにも、応急仮設住宅の供与終了の時期をあらかじめをお示した上で調査を行い、避難者一人一人の事情を丁寧に把握した上で対応していくことが重要であると考えております。

今後とも国や避難元自治体等と連携を図りながら、生活再建の道筋をつくることのできるよう、しっかりと取り組んでまいります。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

妊娠を希望する女性及びその配偶者に関しましては、風疹ワクチンの接種費用、市町村が予防接種を行う場合には、その1/2相当額に対して県独自に補助を行っているところであります。

教育長

再質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査、それから福島県としての独自の学習・学力調査、双方ともそれぞれに児童生徒の指導改善や学力向上のために必要であると考えております。また多忙化解消に向けた取り組みは取り組みとして行いながら、学力調査についてもしっかりと取り組んで参りたいと思います。

以上